

## 三重県立鈴鹿青少年センター警備及び宿直業務仕様書

1, 件 名 三重県立鈴鹿青少年センター警備及び宿直業務委託

2, 契約期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで

ただし、上記委託期間中であっても、三重県教育委員会と公益財団法人三重県体育協会との指定管理期間が終了した場合は、それまでの期間とする。

3, 警備対象

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口
名 称	三重県立鈴鹿青少年センター
建物の構造	管理研修棟 : RC造、地下1階、地上2階 総合研修館 : RC造、地下1階、地上2階 宿泊サービス棟 : RC造、地上3階
建物規模	延床面積 6,477.07 m <sup>2</sup>
敷地面積	20,070.08 m <sup>2</sup>

4, 警備及び宿直目的及び主要業務

宿泊型社会教育施設として三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）の規律及び風紀を維持し、安全を確保することを目的として次の業務を実施する。

- (1) 施設使用者、来訪者が安全かつ、快適に使用できるように、センター担当者の指示に従い館内の秩序維持にあたる。
- (2) 夜間の来客対応や入所団体との連絡受付、入所団体への器具貸出し及び返却受付。
- (3) 救急患者に対する医療機関への連絡調整。
- (4) 物品、施設等の安全管理、器物破損の防止及び阻止にあたる。
- (5) 火災発生等の恐れがある状態の早期発見及び処置ならびに火災の拡大阻止にあたる。
- (6) 搬出入作業者の監視にあたる。
- (7) 立ち入り禁止区域（箇所）への立ち入り者の発見及び処置にあたる。
- (8) 規律、風紀を乱す不良行為、不正行為及び加害行為等の発見及び処置にあたる。
- (9) その他、不測の事態の防止と阻止にあたる。

5, 配置者の資格

- (1) 警備業法上の適格者とする。
- (2) 心身頑強で有事に適切に対応できる者とする。
- (3) 消防本部の行う普通救命講習以上の修了者であること。

6, 警備及び宿直時間・人員配置

警備及び宿直者の配置時間及び人員体制は別紙3「三重県立鈴鹿青少年センター営業日予定表」及び別紙4「三重県立鈴鹿青少年センター警備及び宿直スケジュール」のとおりとする。

## 7, 業務内容

### (1) 巡回

巡回は、施設における盗難、火災等による被害の未然防止と被害の極小化を図るために  
行い、基本巡回・夜間巡回・定期巡回の3種類とし、それぞれ次の方法で実施する。

ア, 基本巡回（下記イ及びウ以外の時間）

- (ア) 搬出入館者の作業後の後始末、異常点検の確認
- (イ) 火災報知器警報機の表示ランプ等の点検確認
- (ウ) 防災扉、非常口及び階段等の機能の障害となる状態の発見、排除
- (エ) 非常口表示ランプの障害発見及び連絡
- (オ) 火災誘発等の恐れがある状態の早期発見処置
- (カ) 盗難予防と早期発見処置
- (キ) 不法侵入者及び徘徊者、潜伏者の早期発見処置
- (ク) 常夜灯、外灯の点灯、不必要電灯の消灯
- (ケ) 各門、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
- (コ) 金庫及び施錠すべきロッカーの点検と処置
- (サ) 消火器等の消防用設備の有効管理状態
- (シ) 煙草の吸殻の後始末状態の点検と処置
- (ス) 電気器具、暖房器具及び電気スイッチの点検と処置
- (セ) ガス器具の火気点検(ラウジ含む)、元栓の締栓状態の点検と処置
- (ソ) 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無の点検と処置
- (タ) 防火扉の点検と処置
- (チ) 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置

イ, 夜間巡回（19時30分以降の巡回）

- (ア) 火災、盗難等の予防と早期発見と処置
- (イ) 残業者、残留者の責任者名、人員の確認
- (ウ) センターにおける不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置。
- (エ) アラーム機器の正常作動状態の点検と処置
- (オ) 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
- (カ) その他センターンにおける異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置

ウ, 定期巡回（開館及び閉館時の巡回）

- (ア) センター入口バリカーの開閉、その他出入り口の解錠及び施錠。
- (イ) 行事等案内看板の設置及び片づけ
- (ウ) 火災、盗難等の予防と早期発見と処置
- (エ) 不必要電灯の消灯
- (オ) 各門、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
- (カ) ガス器具の火気点検、元栓の締栓状態の点検と処置
- (キ) 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無と点検と処置
- (ク) 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置
- (ケ) 不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置
- (コ) 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置

(サ) その他センターにおける異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置

## (2) 出入管理

出入管理は、原則正面玄関又はエントランス玄関において実施するものとする。

ア、玄関の出入者管理

(ア) 玄関からの入館者については、下記のものについて入館を制限する処置をするものとする。

A 酩酊者等他人に迷惑となる行為をする恐れのある者

B 資料、施設等を損傷する恐れのある者

(イ) 職員については、確認による出入管理を行う。

(ウ) 入館許可者については、センターの活動予定表による確認出入管理を行う。

(エ) 業者

A 業務委託業者については、委託業者職員名簿による確認出入管理を行う。

B 作業入館者については、予め館管理者に「作業届」が提出され受理された場合に限り、「作業届」に記載された氏名と身分証明書等を照合確認の上入館させる。

(オ) 官公署職員

緊急事態発生時の警察・消防署関係者以外は前記訪問者の入館手続きに準じて取り扱う。

(カ) 入館を拒否する者

A 用件及び訪問先を明らかにせず入館しようとする者

B 正規の手続きを経ず入館しようとする者

C 身分が明らかでなく不審と認められる者

D 館管理者から指示のある者

イ、物品の搬出入管理

センターの物品の持ち出しは、職員、関係者の何れを問わず、所定の持ち出し許可書がない限り禁止する。

## (3) 受付管理

ア、夜間、休日の電話の用件記録。

イ、郵便物、新聞の受領・配布はセンター担当者の指示に従い処理する。

ウ、遺失物、拾得物の受付処理は、センター担当者との協議のうえ処理する。

エ、鍵の保管管理については、「鍵受渡し管理簿」に借受者名、目的、取扱警備員名、貸出時間、返却時間を記入し、管理に万全を期す。

## (4) 機械警備

ア、機械警備の範囲は事務室とし、公衆回線を利用するシステムとする。

イ、警備箇所を設置する主装置、機械等の種類・個数は別紙5「機械警備配置予定図」のとおりとする。

ウ、異常発報時は、同時に防災センター（宿直室）でベルが鳴動するものとする。

エ、操作カードは非接触式のものとし、万一紛失の場合はロスト処理できること。

## 8, 緊急連絡及び処置

### (1) 火災

ア, 火災発生時には、直ちに消防署に連絡するとともにセンター責任者及び警備センターに通報する。

イ, 消防車到着まで、在館者の安全誘導を図るとともに消火作業に従事する。

ウ, 発見が早期で消火可能と判断した場合は、周辺の応援を求め、消火作業に従事する。

エ, 火災発生時に、宿泊者を限界時間内に安全な階へ避難誘導できる体制をとること。

限界時間とは、火災場所の関知から、火災の発生が宿泊者にとって危険なレベルに達する時間をいい、センターは5分以内である。

### (2) 盗難、破壊侵入等

盗難、破壊侵入の場合は、可能な限り現場保存に務め、警備センター、警察署及びセンターの緊急連絡先に通報し、必要な処置を行う。

### (3) 危機管理マニュアル

災害対応については、センターの「危機管理マニュアル」による手順をふまえて対応すること。

### (4) その他緊急事態

その他緊急時には、警備センター、関係各署及びセンターの緊急連絡先に通報し、直ちに必要な処置を行う。緊急を要しない事項については、その都度処置をとり、警備及び宿直日誌に細部を記録し報告する。

## 9, 報告、引き継ぎ

(1) 警備及び宿直日誌、各出入館者名簿を毎日センター責任者に報告する。

(2) 荷受台帳により受領した物品は、必要の都度、センター担当者に提出する。

(3) 受託事業者は、契約期間が終了する場合、事務の引継ぎに関して、センターが指定するものに誠意をもって適正に引き継ぐものとする。

## 10, 賠償

受託者は賠償責任保険に加入することを条件とし、賠償限度額は、身体上の損害及び財産上の損害を併せて、1事故10億円を限度として賠償するものとする。

## 11, その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議のうえ実施するものとする。

## 12, 添付資料

別紙1：敷地全体図

別紙2：施設平面図（館内図）

別紙3：三重県立鈴鹿青少年センター営業日予定表

別紙4：三重県立鈴鹿青少年センター警備及び宿直スケジュール

別紙5：機械警備配置予定図